

# 1 千葉港台風・津波等対策委員会会則

(設置、目的、名称)

第1条 千葉港における台風、急速に発達する低気圧、地震及び津波等による災害を防止するために必要な対策を樹立するため千葉港台風・津波等対策委員会(以下「委員会」という。)を千葉海上保安部に置く。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、千葉港長に建議するとともにその実施を推進する。

- 一 船舶の動静、工事及び作業等に関する情報の収集並びに必要な情報の伝達に関すること。
- 二 船舶の避難、工事及び作業等の撤収に関すること。
- 三 港長の諮問を受けた事項に関すること。
- 四 その他必要と認める事項。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長並びに常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)で構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとし、任期は1年間とするが再任を妨げるものではない。但し1年経過以降であっても次期委員長等が選出されるまでの間はその任にあたる。
- 3 常任委員は、別表1に掲げる機関、団体及び地区の代表者とする。
- 4 特別委員は、別表2に掲げる官公署等とする。
- 5 委員長及び副委員長並びに委員の中から互選により選出された幹事で構成する幹事会を設置する。

幹事の構成員は別表3に掲げる者とする。

- 6 委員会に、地震・津波に対する対策の検討を行うため船舶津波対策部会を設置する。船舶津波対策部会構成員は別表3に掲げる幹事とする。

第4条 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長に支障あるとき、その職務を代行する。

(委員会等の招集)

第5条 委員長は、概ね年1回、総会を開催するとともに、台風・地震・津波等により千葉港に災害が予想されるときは、委員会を招集するものとする。但し、台風・地震・津波等の規模及び港内の状況を勘案し、特段の事情が無く、別途千葉港台風・津波等災害防止要綱に定める警戒体制に加え新たな措置を取る必要がない場合は、委員会に代えて幹事会を招集することができる。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、委員長に対し委員会の招集を求めることができ

る。

- 3 前2項に定めるほか千葉港長の諮問があったときに招集する。
- 4 委員長は、地震・津波等により千葉港に災害の発生が予想され、緊急に対策を措置する必要がある、且つ委員会又は幹事会を招集する時間的余裕が無いと判断した場合、委員会又は幹事会を招集せず必要な対策を千葉港長に建議することができる。

(対策の実施等)

第6条 委員は、委員会又は幹事会において決定した事項及び千葉港長の船舶等に対する指示、勧告等を船舶等に伝達するとともにその実施状況の確認を行う。

(事務等)

第7条 委員会の事務は、千葉海上保安部航行安全課において行う。

第8条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、千葉港長に協議して定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和58年8月23日から施行する。
- 2 平成7年7月24日 改正
- 3 平成17年3月1日 改正
- 4 平成17年3月31日 改正
- 5 平成25年6月13日 改正
- 6 平成28年6月16日 改正
- 7 平成29年6月20日 改正